

## IV. カンボジア王国における調査

### 第1 カンボジア王国の概況

(基本データ)

面積：181,000km<sup>2</sup> (日本の約2分の1弱)

人口：1,380万人 (2005年)

首都：プノンペン

人種：カンボジア人 (クメール人) が90%

言語：カンボジア語

宗教：仏教 (一部少数民族はイスラム教)

略史：9～13世紀、現在のアンコール遺跡地方を拠点にインドシナ半島の大部分を支配。1884年に仏保護領となるも、1953年に独立する。1970年、反中親米派がシハヌーク政権を打倒し、親中共産勢力のクメール・ルージュとの間で内戦。1975年にクメール・ルージュが政権を樹立し、大量の自国民虐殺が行われる。その後、1979年にベトナム軍が進攻し、親ベトナムのプノンペン政権を擁立する。以降も内戦が続くが、1991年のパリ和平協定締結により内戦が終結。1993年に国連監視下で選挙、王党派フンシンペック党が勝利し、新憲法で王制復活となる。

政体：立憲君主制 (1993年憲法にて王制復活)

議会：上院 (全61議席、任期6年、チア・シム議長 (人民党首))

国民議会 (下院) (全123議席、任期5年、ヘン・サムリン議長 (人民党名誉党首))

GDP：62.9億ドル (2005年)

1人当たりGDP：454ドル (2005年)

通貨：リエル (1ドル=4,092リエル [2005年平均])

#### 1. 内政

1993年の国連による総選挙では、フンシンペック (FU) 党が第一党となり、同党党首を務めるノロドム・ラナリット殿下が第一首相に就任した (第二首相はフン・セン現首相)。しかし、その後、人民党のフン・セン首相 (当時第二首相) との武力衝突 (1997年7月事変) などを経て、1998年以降ラナリット殿下は国民議会議長に就任し、FU党の党勢は漸減傾向にあった。

2006年3月、政権樹立のために必要な信任票数を現行の議員総数の3分の2から単純過半数に変更する憲法改正が行われると、ラナリット殿下は国民議会議長職を辞任した。また、これまで人民党とFU党の共同大臣制だった内務相及び国防相につき人民党の単独大臣としたことや、ノロドム・シリブット副首相 (FU党) の解任が決定されるなどして、

両党の緊張関係が高まった。同年9月にラナリット殿下がシハヌーク前国王を指導者とする戦線の樹立等につき発言すると、フン・セン首相は同殿下を激しく批判した。こうした中、翌10月に開かれたF U党臨時党大会でラナリット殿下はF U党党首から事実上解任され、後任にレアズメイ新党首が選ばれた。このため、ラナリット殿下は、翌11月、新党ノロドム・ラナリット党を設立し、F U党は分裂した。

2008年7月27日、第4期国民議会議員選挙が実施された。同選挙には11政党が参加し、日本を含む各国の選挙監視団による監視の下、これまでになく平和的な環境の中で円滑に実施された。結果は、人民党の圧倒的勝利に終わり、フン・セン首相を首班とする第4期王国政府が発足した。

## 2. 外交

外交政策の原則は、中立、非同盟、世界の国々との平和的共存である。外交政策上の最優先課題は、社会経済発展のために経済支援の獲得や、貿易・投資・観光の促進を図ることである。そのために国際社会への統合、各国との二国間・多国間関係の強化を行っている。

1998年に国連の代表権を回復し、1999年にはA S E A Nに正式加盟した。その後、2002年にA S E A N議長国に就任し、A S E A N関連の一連の首脳会議を主催した。2004年にはW T Oに加盟し、A S E M参加が決定された。

また、国際貢献を行うため、2006年4月から国連スーダンミッションに要員を派遣している。

## 3. 経済

1997年7月の武力衝突及びアジア経済危機の影響で外国投資や観光収入が減少し、一時経済成長率が鈍化（1998年の経済成長率は1.0%）したものの、その後は安定した成長率を保っており、2004年に10%、2005年に13.4%、2006年には10.4%の成長率（経済財政省資料）を記録。2004年7月に発足した第3次連立政権は経済発展と産業育成を最重要政策目標と位置付けているが、投資インフラの改善と海外直接投資の誘致が今後の鍵と言える。

## 4. 日本カンボジア関係

1953年1月、日本カンボジア両国は、外交関係を樹立した。2008年は、日カンボジア外交関係樹立55周年にあたる。

我が国は、1980年代末よりカンボジア和平、復興、内政安定、国造りに向け積極的に協力してきた。1992年～1993年には、P K O法に基づき我が国初の要員派遣を実施した。以来、カンボジアに対する積極的な支援を行ってきた。

（出所）外務省資料より作成

## 第2 我が国のODA実績

### 1. 援助実績

#### (1) 総論

2006年度のカンボジアに対する円借款は26.32億円、無償資金協力は65.07億円(以上、交換公文ベース)、技術協力は40.42億円(JICA経費実績ベース)であった。2006年度までの援助実績は、円借款159.51億円、無償資金協力1,155.72億円(以上、交換公文ベース)、技術協力432.90億円(JICA経費実績ベース)である。

#### (2) 円借款

円借款については、2006年度は、「メコン地域電力ネットワーク整備計画」(カンボジア成長回廊)に対し、26.32億円を限度とする円借款の供与を決定した。

#### (3) 無償資金協力

無償資金協力については、2006年度は道路、発電施設等のインフラ整備、テロ対策支援等を中心に供与を決定した。その他、ノン・プロジェクト無償資金協力、人材育成支援無償、草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO連携無償資金協力等を供与している。

#### (4) 技術協力

技術協力については、2006年度は対カンボジア援助の重点分野を踏まえて研修事業、専門家派遣、JOCV派遣、シニア・ボランティア派遣を行っているほか、技術協力プロジェクトとして政府能力向上、教育、医療等に関するプロジェクトを実施した。

#### 援助形態別実績

(単位：億円)

年 度	2002	2003	2004	2005	2006	累計
円 借 款	—	—	73.42	3.18	26.32	159.51
無償資金協力	103.05	62.49	66.93	69.09	65.07	1,155.72
技 術 協 力	40.37	37.55	40.82	45.93	40.42	432.90

(注) 1. 年度区分は、円借款は交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。

2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベースによる。

#### (参考) DAC諸国の対カンボジア経済協力実績

(単位：100万ドル)

年	1位		2位		3位		4位		5位	
2001	日本	120.2	米国	22.4	フランス	21.4	ドイツ	18.7	スウェーデン	16.9
2002	日本	98.6	米国	44.4	フランス	24.6	オーストラリア	21.6	ドイツ	18.4
2003	日本	125.9	米国	51.2	フランス	25.8	ドイツ	22.0	オーストラリア	19.9
2004	日本	86.4	米国	48.1	フランス	25.6	オーストラリア	25.0	スウェーデン	22.6
2005	日本	100.6	米国	67.5	フランス	30.1	オーストラリア	28.4	ドイツ	24.8

## 2. 対カンボジアODAの意義

### (1) 地域安定への貢献

1970年代以降約20年にわたる内戦と政治的混乱を経て、現在、国家再建に取り組んでいるアジアの親日国たるカンボジアを支援し、同国の経済社会の発展に寄与することを通じて、再び政治的に不安定な状況へ逆戻りすることのないようとどめることは、我が国外交上最も重要な地域であるアジアの平和と安定に大きく寄与するものである。かかる観点から、これまで我が国は、1992年にPKOへの要員派遣を我が国として初めて実施したのに加え、カンボジア支援国会合（CG会合）において積極的な貢献を行う等、同国の和平及び復興支援に対し、国際社会において主導的な外交を展開してきている。

### (2) 地域経済格差の是正

経済統合を推進するASEANにとっての最大の阻害要因は、同域内に存在する経済格差である。中でも、長期にわたる紛争等により疲弊したカンボジアは、多大な開発需要と著しい経済的後進性を有しており、我が国が同国の開発と復興を支援する意義は、同国への支援に止まることなく、メコン地域開発や、長期的なASEAN全体の経済の強化に大きく貢献することにある。

## 3. 対カンボジアODAにおける重点分野

日本の対カンボジアODAにおける重点分野は以下のとおりである。

- (1) 持続的経済成長と安定した社会の実現（諸改革支援、経済インフラ、農業・農村開発等貧困対策）
- (2) 社会的弱者支援（教育、医療分野等）
- (3) グローバルイシューへの対応（環境、薬物対策等）
- (4) ASEAN諸国との格差是正のための支援（含むメコン地域開発）

（出所）外務省資料より作成

## 第3 調査の概要

### 1. 国道一号線改修計画(無償資金協力)

#### (1) 事業の背景

1999年、カンボジア政府より我が国に国道一号線改修工事に関する無償資金協力につき要請があり、まず、2002年4月から2003年2月に開発調査を行い、その後、予備調査、基本設計調査を経て、2005年5月に第1期の実施を閣議決定した。

2005年12月、ASEAN首脳会議において、フン・セン首相より小泉総理(当時)に対し、国道一号線改修計画の重要性が強調され、2006年4月に第2期事業の実施が閣議決定された。

2007年6月、日・カンボジア首脳会談において、フン・セン首相より安倍総理(当時)に対し、国道一号線を含む第二東西経済回廊の早期整備の重要性が強調された。

2008年1月、日・カンボジア外相会談において、ハオ・ナムホン副首相兼外相より高村外相(当時)に対し、国道一号線を含む第二東西経済回廊の早期整備の重要性が強調された。

#### (2) 事業の目的

目的としては、次の3点が挙げられている。  
第1に、国道一号線の走行性が改善し、プノンペン～ネアックルン区間の通過所要時間を現行の2時間程度から40～50分に短縮する。  
第2に、橋梁耐荷性向上により重量制限が15tから20tへと緩和され物流が円滑化する。  
第3に、農産物の輸送、学校や病院、都市施設へのアクセスが改善され、生活道路の機能が向上すると見込まれることである。



(写真) 国道一号線・プノンペン側起点付近

#### (3) 事業の内容

プノンペン～ネアックルン間の約56kmの道路改良及び橋梁建設を3期に分けて行う。同区間はメコン河の氾濫源に位置しており損傷が著しく、アジアハイウェイA-1号線の一部を形成する国際幹線道路として十分な幅員・走行性を確保できていないことからカンボジア政府より無償資金協力の要請があったものである。

本工事は、3期に分けて行われている。

第1期(供与限度額7.86億円、2005年5月閣議決定)

2橋梁建設：国道一号線ネアックルン近郊のメコン河沿い

第2期(供与限度額47.46億円、2006年4月閣議決定)

道路改良(拡幅、舗装修復、道路排水施設整備)：ネアックルンよりの約43km

第3期（供与限度額約20億円、閣議未決定）

道路改良（拡幅、舗装修復、道路排水施設整備）：プノンペンよりの約13km

#### （4）現況等

（住民移転問題に関する我が国・カンボジア政府の対応）

我が国・カンボジア政府は、道路拡張に伴って影響を受ける住民に対して、以下のような対応を行ってきたが、被影響住民の一部やNGOからは、当初よりは改善されてきているが、依然未解決の問題があるとの指摘がなされている。



（写真）道路拡張により規模が縮小した商店にて聞き取りを行う（コキ市場付近）

ア JICAの環境社会配慮ガイドラインは2004年4月に完成した。このガイドラインにおいては、「事業による住民移転が伴う場合は、従前の生活水準の改善、回復」を行う旨の条項が盛り込まれている。本案件はそれ以前に事前調査が既に開始されていたが、当時作成中の同ガイドラインに可能な限り準拠するとの方針に沿って丁寧な対応を行ってきた。

イ この対応に当たっては、NGO等からの意見も踏まえ、我が国政府からの申入れに応じてカンボジア政府は以下の措置を講じてきた。

（ア）当初、カンボジア政府は、被影響住民に対する補償価格を「2000年単価」に基づく方針であったが、2005年8月、インフレ率に見合う見直し（12%加算）を行うこととし、さらに、2008年3月、「市場価格調査」に基づいた「再取得価格」にて追加補償を支払うこととした。

（イ）我が国の技術支援により、被影響住民からの質問・苦情等を受け付ける「苦情処理システム」を構築した。右システムの対応が不十分との情報に接した場合は、在カンボジア大使館及びカンボジアJICA事務所が改善を申し入れている。

（ウ）カンボジア政府側に「省庁間移転委員会（IRC）」が設置され、在カンボジア大使館及びカンボジアJICA事務所はIRCとの間で、2週間に1回程度、定期的に会合を開催し、意見交換・助言等を行っている。



（写真）被影響住民からの意見聴取

## ウ 直近の状況

カンボジア政府は新たな補償価格・補償方針の下、本年4月から5月にかけて上記方針に係る住民説明会を1回開催、6月から7月に追加補償の支払を実施した。

### <説明概要>

(カンボジアNGOフォーラム)

#### (1) 概要

カンボジアNGOフォーラムは、住民移転の問題を中心に活動しているグループであり、計83団体ある。そのうち、住民移転問題に関し活動しているグループは計29団体である。我々は国道一号線の改修事業に関心を持ち調査を行っているが、改修事業自体に反対意見を持っているわけではない。

#### (2) 具体的な問題

カンボジアNGOフォーラムとしては、国道一号線改修事業に関し、次のような問題があると認識している。①国道沿いから普通の道路沿いの移転地に移動したことで不利益が発生している、②生活排水等の水の問題がある、③新しい職業を見付けられないので、移転地での住居の建設費用が捻出できず借金をしている住民がいる、④補償単価がJICAとADB（アジア開発銀行）で異なることなどである。

### <質疑応答>

(Q) 補償単価が4種類（家の形状に伴う補償額の差。①椰子の葉、②木造、③煉瓦造り、④煉瓦造りが何階にもなっているかどうかによって違う）設定されているが、具体的な金額はどうなっているか。

(A) 手元にはADBの資料しかないが、①25.75ドル、②50ドル、③80ドル、④100～140ドルである。

(Q) 住民は納得してサインをしているのではないか。NGOがアンケートで、補償額が不十分かどうかといえば、大半の人が不十分だと答えるのではないか。

(A) 移転した後ですぐに家を建てなければならず、生活は苦しくなっている。確かにほとんどの人は納得をしてサインをしている。しかし、補償金額を知らないままサインをしている人がいる。

(Q) 事前に金額がわかっているのになぜサインをしたのか。

(A) 圧力を受けたという人もいる。次の人が待っているのでサインをしないと次の人が困ると思ってサインをしたという人もいる。コミュニンのオフィスに申立てを行っても上に上がっていかないという人もいる。



(写真) NGOと意見交換を行う

## <説明概要>

(経済財務省、公共事業運輸省(省庁間移転委員会：IRC))

### (1) 政府のこれまでの対応

国道一号線改修工事に関する住民移転の問題については1999年から取り組んでおり、カンボジア政府とADB(アジア開発銀行)との間でセーフガードポリシーを設けた。これは初めてのことである。また、この問題に対しては、①委員会の構成の変更、②住民移転手続の変更を行う等、政策面、手続の面で改善に努めている。

この問題に対しては、原則として、海外の機関の基準、原則を尊重して事業を行っている。すなわち、カンボジア政府としては、JICAやADBの住民移転ガイドラインを尊重している。これに加えて、法的基準、人道的見地をも考慮している。すなわち、法的に補償できない人でも人道的見地から補償している。カンボジアでは経済成長が続いており、土地が値上がりしている。1年前の市場価格での補てんが十分な補償にならないことがより問題を複雑にしている。

### (2) プレスのミスリーディング

カンボジアでは、プレスミスリーディングでこの問題について誤解が生じている。カンボジアでは、住民移転問題を取り上げて1つの職業にしている人がいる。政府の開発プロジェクトがあるとの噂を聞きつけると、部下や親戚を住まわせてお金儲けをしようとする人がおり、このことはフィリピン、インドネシア、ベトナム等他の国でも起こっていることである。



(写真) 政府側と意見交換を行う

## <質疑応答>

(Q) この会合の前、NGOと意見交換を行い、苦情処理システムが機能していないと言われた。苦情処理システムの周知徹底がどこまでなされているのか。

(A) 申立ては政府に上がってきていない。土地を買収するときには、コミュニティ単位で住民と何度も何度も話合いを行っている。補償額が不満なら訴えることができるということも伝えている。説明会は、コミュニンで午前と午後に分けて行っている。

(Q) コミュニンで受理しなかったケースはあるのか。

(A) 受給権のない者の申請は受理しないが、それ以外で受理しなかったことはない。

(Q) 住民移転計画は策定されているのか。

(A) 住民を新しい土地に連れて行って納得させている。土地の区画からくじ引きで自分の土地を選ばせている。

(Q) IRCが単価決定の基礎となる市場価格調査を実施しているが、その調査報告書は公開されているのか。

(A) 公開している\*。

(Q) 移転地における浄水や下水の設備工事は行っているのか。

(A) 生活排水のための設備は設けている。しかし、カンボジアでは専用の排水路が整備されているわけではなく、排水がそのまま水田に流れていく仕組みになっている。

(Q) 住民の生活向上調査や、住民への職業訓練を行っているのか。

(A) 住民に対し、生活再生プログラムを実施している。

\* この答弁はカンボジアNGOからの情報と事実関係が違っていたため、会議終了後、在カンボジア日本大使館を通じて確認したところ、調査報告書は公開されておらず答弁者は別のことと勘違いして答弁したことがわかった。

## 2. 法制度整備プロジェクト（技術協力プロジェクト）

### （1）事業の背景

我が国はカンボジア政府に対し、1999年から本プロジェクトのフェーズ1を通じて、カンボジアの市場経済化に適合した法の整備を図るべく、日力合同起草チームによる民法及び民事訴訟法の法起草作業の実施を中心に協力を行い、2003年3月に両法案をカンボジア司法省に引き渡すことで終了した。その後、フェーズ1の成果を踏まえた両法案の立法化



（写真）専門家たちと背後に積まれる法典

支援等につき要請があったことを受けて、フェーズ2を実施し、その結果、昨年（2007年）

民事訴訟法が施行されるとともに、民法についても国会を通過し成立したところである。しかしながら、両法がカンボジア国内において適切に運用されるには、関連法案の起草が不可欠であり、また、両法はこれまでカンボジアにはなかった概念を多く含んでいることや民法は条文数が多いことから、普及活動には時間をかける必要がある。このような中、カンボジアより、これまで同法に関する協力を行ってきた我が国に対し、継続的な協力の要請があり、フェーズ3を実施することとなった。

### （2）事業の目的

本計画の実施により、司法省が民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策をとれるようになることが期待される。

### （3）事業の内容

事業の内容は次のとおりである。

- ① 司法省内での民法・民事訴訟法の運用に必要な事項を検討する組織の確立に係る協力
- ② 民法・民事訴訟法の関連法令の起草、立法化に向けた協力
- ③ 司法関係者に対する両法の運用に係る普及についての協力の実施

なお、現在、長期専門家3名が派遣されている（法制度整備、附属法令起草支援／ドナー協調、業務調整）。

#### （４）現況等

2007年7月に民事訴訟法が施行されている。

##### <説明概要>（専門家から）

法の支配がカンボジアに及ぶようにODAを続けてきた。昨年（2007年）7月に民事訴訟法が施行されたが、政治介入のために法の執行が停止された案件がある。このような事件が続くのであれば、民事訴訟法制定の意義が失われる。

このようなことが起こる背景としては、新しい法律についてカンボジア政府の関係機関の理解が得られていないことが挙げられる。刑法の方が理解しやすいが、それでも警察、検察関係者の中で理解が進んでいるとは言えない状況にある。

##### <質疑応答>（対司法省）

- （Q）民事訴訟法が施行されているにもかかわらず、法の施行を停止する政治的介入があったといわれているが実情を教えてください。司法省としては把握していないのか。
- （A）国民が新しい民事訴訟法を理解していない。したがって、民事裁判の当事者の一方が有力者である場合、政治的介入があったという人もいる。また、国民が土地を不法占拠して退去させられた場合をとらえて政治的介入があったという人もいる。このように、様々なケースで政治的介入があったといわれているが、本来の意味で政治的介入があったとは承知していない。
- （Q）民法及び民事訴訟法が、カンボジア側にとって日本側の押し付けであると認識されていないか危惧している。司法省としてはどのように考えているか。
- （A）カンボジアの意思を尊重しつつ、立法や法的解釈の技術を提供していただいております、押し付けであるとは思っていない。日本の支援には大変感謝している。民法や民事訴訟法の関連法の整備、司法官の養成等を促進する必要があり、引き続き日本の支援を願いたい。

### 3. 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（技術協力プロジェクト）

#### （1）事業の背景

我が国はこれまでカンボジア政府に対し、法制度整備プロジェクトを通じて民法、民事訴訟法の起草・立法化を支援し、その結果、昨年民事訴訟法が全国で施行され、民法も公布された。しかしながら、両法はカンボジアにとって新しい概念を含んでおり、両法が適切に運用されるためには、同法を理解する法曹人材を養成する必要があるため、2005年より王立裁判官・検察官養成校において、本プロジェクトのフェーズ1が実施された。



（写真）王立裁判官・検察官養成校

その中でカリキュラム・教材の作成・改訂支援や教官の能力向上が図られ、同校において民事教育が行われる土台が出来つつあるところである。しかしながら、カンボジアにおいては法曹人口が絶対的に不足しているため、同校においても教官不足が大きな課題となっており、自立発展性を高める必要があるところである。そのような中、これまで同校において民事教育改善に取り組んできた我が国に対し、継続的な協力要請があり、フェーズ2を実施することとなった。

#### （2）事業の目的

本計画の実施により、同校において裁判官・検察官養成のために必要な民事裁判実務に関する教育が自立的に実施できるようになることが期待される。

#### （3）事業の内容

事業の内容は次のとおりである。

- ① 司法学院における組織的に学校運営を実施するノウハウの蓄積に係る協力
- ② 教材作成・改訂のノウハウの蓄積に係る協力
- ③ 民事に関する教育（フェーズ1からの継続）の実施。

なお、長期専門家2名が現在派遣されている。



（写真）専門家と意見交換を行う

#### (4) 現況等

裁判官、検察官の新規養成の研修生の研修期間は2年間であり、次のような予定となっている。

	人 数	開 始 年 月	終 了 年 月
1 期生	55 名	2003 年 11 月から	2005 年 11 月卒業
2 期生	55 名	2006 年 5 月から	2008 年 5 月卒業
3 期生	63 名	2007 年 5 月から	2009 年 5 月頃卒業予定
4 期生	65 名	2008 年 5 月から	2010 年 5 月頃卒業予定

#### <説明概要>

本プロジェクトは将来にわたり、自立的に運営され、発展していくことができるようにすることを目指している。本プロジェクトの抱える問題点として次の点が挙げられた。①常勤の教官がおらず、非常勤の兼任教官だけである、②教育カリキュラムが確立していない、③研修教材が不足していることである。そこで、解決策としては、卒業生を対象とした教官養成のプログラムを策定し、教材を作りつつ人材育成を行うということが考えられる。

#### <質疑応答>

- (Q) カンボジアでは裁判官、検察官の養成と弁護士の養成が分けて行われているが将来は1つにした方がよいのではないか。また、弁護士会が弁護士の養成を行うことに問題はないのか。
- (A) 裁判官と検察官になるには、裁判官・検察官養成校に入学し研修を重ねた上で進路を選択することが可能である。一方、弁護士になるためには弁護士養成校に入学した時点で進路が限られてしまう。日本の司法修習制度とは異なるが、日本の制度が世界標準というわけではないため、どちらがよいのか判断できない。ただし、教員が不足する現状では、行政面では1つにした方が楽であることには間違いない。

### 4. 弁護士会司法支援プロジェクト（技術協力プロジェクト）

#### (1) 事業の背景

カンボジアでは、約 20 年に及ぶ暴政や内戦によって、法律制度と法曹人材の双方が喪失された結果、法律の不備、法曹人材の不足、一般市民の法・司法サービスへのアクセス困難、法の執行の欠如が問題となっており、法・司法改革が同国の最重要政策の1つとなっている。公正な裁判実現のためには、法曹三者の一翼を担う弁護士の育成及び弁護士会の制度強化は不可欠であり、また、裁判へのアクセスの確保、貧困対策の観点からも、重要な課題である。現在、カンボジアにおいては我が国弁護士会の協力のもと設立された弁護士養成校（LTC）において毎年50～70名の卒業生が輩出される仕組みが整備されてい

るが、同校の運用及び教育の質の改善が課題となっており、そのような中、カンボジア弁護士会から係る協力の要請があり、協力を実施しているところである。

## (2) 事業の目的

本計画の実施により、弁護士養成に必要な民事教育を弁護士会及び弁護士養成校により実施されることが期待される。

## (3) 事業の内容

事業の内容は次のとおりである。

- ① 弁護士養成校職員による同校運営能力、教育実施能力の向上に係る協力
- ② 教材の改善、教員及び教員候補者の育成に係る協力
- ③ 現職弁護士のための継続教育

なお、現在長期専門家1名が派遣されている。

## (4) 現況等

本年(2008年)5月から開始された第9期生のカリキュラムは以下のとおりであり、民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法のほか、弁護士倫理、家族法、労働法なども教えられている。

2008.5～2009.1 弁護士養成校における座学(司法研修所の前期修習に相当)  
2009.2～2009.7 法律事務所における実務修習  
2009.8～2010.1 弁護士養成校における座学(司法研修所の後期修習に相当)  
その後、ステューデントキャンプを行い、2010.3に卒業

### <説明概要>

現在の弁護士養成校は、2002年に設立された。同校の入学資格は、法学士の資格を有する受験者の中から試験により選抜する。

本プロジェクトの抱える問題点として次の点が挙げられた。①運営がカンボジア弁護士会に大きくゆだねられており、教育の独自性が考慮されていない状況にある、②カンボジア弁護士会では近年に内紛があり、その影響を受けている。③独自の運営資金が乏しく優秀な教授陣を専属的に配属することが困難であることなどである。



(写真) 関係者と意見交換を行う

<質疑応答>

(Q) カンボジアでは裁判官、検察官の養成と弁護士の養成が分けて行われているが将来は1つにした方がよいのではないか。また、弁護士会が弁護士の養成を行うことに問題はないのか。

(A) カンボジアにおいては、裁判官及び検察官と比較して弁護士の立場が相対的に低い。国民の立場から法の支配を確立させるには、弁護士の地位向上を図る必要があり、そのためにも合同修習を行うことには意義があると考えられる。

(Q) 弁護士の仕事は大まかに分けて、①法廷での弁護、②私人間の紛争解決に分けられる。日本では後者の活動の割合が高いがカンボジアではどうか。

(A) カンボジアでも同じである。

## 6. カンボジアクメール・ルージュ裁判特別法廷（拠出金）

### (1) 事業の背景

クメール・ルージュ（KR）政権は、1970年代後半に100万人とも200万人とも言われる自国民を大量虐殺し、このことは20世紀最悪の人道に対する罪の一つとされる。本裁判は、KR政権幹部を裁くための裁判であり、国連の協力を得てカンボジア国内法廷で実施される。

本件裁判は、国連とカンボジア政府との合意文書に基づき設置された特別法廷において、カンボジア人司法官（判事、検事、捜査判事）と国際司法官とが協力して、KR政権の上級幹部をカンボジア刑法、ジェノサイド条約上の犯罪や人道に対する罪などに関して裁くものである。

本裁判は、カンボジアにおいて正義を実現し、負の歴史を精算することで、将来の同国における法の支配の強化に資する。2007年11月までに被疑者5人が逮捕・勾留され、そのうち1人について本年（2008年）10月に第一審が始まるとされていたが、現段階で見通しは立っていない。



(写真) クメール・ルージュ特別法廷

### (2) 事業の目的

KR裁判は、1980年代末以来、我が国が積極的に協力したカンボジア和平プロセスの総仕上げである。すなわち、本裁判の遂行により、カンボジアに正義と法の支配を実現し、カンボジア国民にとっての和解・融和が促進される。また、この裁判はカンボジアにおける将来の司法制度のモデルになることが期待されるとともに、国際刑事法の発展にも貢献

することになると評価される。

### (3) 事業の内容

我が国は、国連など国際社会との関係を調整しつつ、裁判の立上げ及び成功裏の実施に向け主導的な貢献を行ってきた。具体的には、この裁判に関していったん交渉を断ち切った国連に対してカンボジア政府との交渉再開を求める国連総会決議を提出・成立させ、上級審判事として野口元郎検事を派遣するとともに、財政的にも最大の貢献（2,160万ドル+295万ドル=2,455万ドル、後述）を行っている。

### (4) 現況等

2007年11月までに被疑者5人が逮捕・勾留され、本年（2008年）10月に被疑者の1人につき第一審が始まるとされていたが、捜査段階の手續に対し弁護側から異議申立てがなされたこともあって、第一審審理の見通しは立っていない。

このような裁判の長期化に伴い、様々な問題が出てきている。まず、裁判期間の問題である。KR裁判は2006年7月に設置され、国連とカンボジア政府の間で2009年末までの3年間とすることが合意されていたが、現在のような裁判の状況では、3年間では決着がつかず、裁判の長期化が見込まれる。

次に、本裁判に関する費用分担が問題となっている。KR裁判の費用負担については、国連とカンボジア政府との間で折半することになっている。すなわち、当初予算約5,630万ドルのうち、国連負担分は4,300万ドル（そのうち我が国は2,160万ドルを拠出）、残りがカンボジア政府の負担である。

裁判が2009年末まで延期される見通しであることから、追加的資金需要4,600万ドル（国連分：約3,600万ドル、カンボジア分：約1,000万ドル）が必要となり、我が国はノンプロ無償見返り資金にてカンボジア分に対して295万ドルを支援することを表明している。

#### <質疑応答>

(Q) 当初予算が2008年10月にも枯渇してしまうといわれているが、確保できる見通しはあるのか。

(A) 我々事務局としてはニューヨークの国連に何度も出向いており、追加資金について何度も要請を行っている。

(Q) カンボジア人のスタッフが、雇用の見返りに、政府関係者に給料の一部を上納しているのではないかとこの疑惑が、現地新聞で報道されている。これについてどう考えているのか。



(写真) 法廷内で説明を受ける

(A) そのような報道はあったと承知しているが、事実関係が確認されていない。

\* 視察後、米国は初めて同法廷への支援を行うことを表明した。

2008年9月16日、ネグロポンテ米國務副長官はカンボジアの首都プノンペンで記者会見し、クメール・ルージュ特別法廷に対し、180万ドル（約1億8,700万円）の運営予算を拠出することを明らかにした。米国が支援に乗り出したことで各国が追加拠出に応じることも期待される。

## 7. カンダルスタン灌漑施設改修計画（無償資金協力）

### （1）事業の背景

カンダール州カンダルスタン地区は、カンボジア政府の要請を受けて我が国が実施した開発調査「プノンペン周辺地域農村総合開発計画」（1994～1995年）の結果、灌漑開発の優先地区として選定された地区である。同地区にはポル・ポト時代に建設されて30年以上経過した灌漑施設があったが、施設の老朽化が激しく、幹線水路は法面の浸食や土砂堆積が進行しているほか、水路勾配の設計が不適切なため、末端まで水が十分に行き渡らない状況にあった。このため、同地区の農業生産性は極めて低い水準にとどまっていた。



（写真）モデルサイト末端水路

### （2）事業の目的

1,950haの農地へ灌漑用水の安定的供給が確保される。在来種の米の収穫量増加及び早稲の二期作が可能となることが期待される。

### （3）事業の内容

本計画により、カンダルスタン地区における灌漑施設の改修工事として、

- ① 頭首工（可動堰1か所）及び取水工（1か所）の建設、
- ② 既存の堰及び調整水門（3か所）、幹線用水路（5.3km）並びにその維持管理道路及び付帯構造物、二次水路用の維持管理道路（9.3km）の改修、

を行った。

①実施時期：2005年度～2007年度

②供与金額：計17.40億円

③先方実施機関：水資源気象省

④関連する技術協力：

「灌漑技術センター計画（フェーズ2）」（技術協力プロジェクト）を2006年1月から実施中。本プロジェクトは、水資源気象省及び同省地方事務所が整備する灌漑事業地区において、効率的に水資源が利用されることにより農業生産が安定し、農家の生計が改善されることを目指すものである。本プロジェクトの中で、このカンダルスタン地区はパイロットサイトとして、水資源気象省の技術者と農民が協力して末端水路の建設や水管理活動を行うための技術支援がなされている。

#### （4）現況等

カンボジア政府は、同地区を灌漑農業の先進地域として発展させるため、JICAの技術協力を参考に、1,690haの末端水路の整備を実施することを決定し、現在、この予算化を行っている。

##### ＜説明概要＞（専門家から）

日本政府は無償資金協力により水源施設の整備を実施するとともに、JICA技術協力である灌漑技術センター計画による支援を行い、モデルサイト約260haにおいて、3次水路（約10,000m）、4次水路（約1,000m）の建設や建設した水路の操作維持管理を農民グループと協同して実施し、カンボジアにおける末端水路整備のモデル地区を形成した。

現在、モデル地区では、優良種子（高収量品種）の導入とあわせて、乾期畑作や雨期2期作（約60%で実施）が行われるようになり、地域の農業生産及び生計の向上に寄与している。モデルサイトは、全国に約1万5,000kmあるといわれるポル・ポト水路再生のための末端水路整備の知見を灌漑技術センターでの研修とあわせて提供している。

2008年7月5日、フン・セン首相は灌漑が整備された同地区で田植を実施した。同首相は、農民との車座座談会等を通じ、農民の2期作への期待等を聴いて同地区の先進灌漑農業に高い関心を示し、同席した農業大臣に対し、同地区を灌漑農業の先進地として調査を実施するよう指示した。



（写真）現地農業従事者と意見交換を行う

##### ＜質疑応答＞（対現地農業従事者）

（Q）灌漑施設の整備による効果はどうか。

（A）収穫量が倍増し、日本政府の援助に対しては大変感謝している。カンボジア国内のモデルになっている事業であり、引き続き協力を願いたい。

## 第4 意見交換の概要

議員団は8月26日、司法省からの説明聴取に先立ち、ワッタナ司法大臣から法整備の現状について説明を聴取し意見交換を行った。その中で、同大臣からは、同プロジェクトはカンボジア国内でも高い評価を受けており感謝している旨、法の支配の確立のためにも日本からは引き続き支援願いたい旨の発言があった。

また、同日、王立司法学院長と懇談し、同学院の役割や弁護士会及び弁護士養成校との連携等について意見交換を行った。

さらに、同日、弁護士会事務局長及び弁護士養成校長と懇談し、弁護士会及び弁護士養成校の役割や裁判外紛争解決等について意見交換を行った。



(写真) 司法大臣と意見交換を行う

## 第5 青年海外協力隊員、JICA関係者及びNGO等との意見交換

議員団は8月25日、カンボジア王国で活躍する青年海外協力隊員、JICA等関係者及びNGO関係者計14名と懇談し、活動の実情を聴き、意見交換を行った。